

東京大学見積り合わせ要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、東京大学契約事務取扱規程第32条第2項に規定する随意契約を行う際の見積り合わせの取扱いについて必要な事項を定め、適正な競争性の確保を図ることを目的とする。

第2章 見積り合わせの方法

(見積り合わせの方法)

第2条 この要領による見積り合わせは、その予定価格に応じ次の各号に掲げる方法により行う。

- 一 予定価格が五百万円以上一千万円未満の随意契約については、本学ホームページに公告を掲示して行う見積り合わせ（以下「公開見積り合わせ」という。）により執行する。公開見積り合わせは、第5章に規定する競り下げ方式による競争（以下「競り下げ」という。）によることができる。
 - 二 予定価格が百万円以上五百万円未満の随意契約については、なるべく二人以上の者から見積書を徴する見積り合わせにより執行するほか、競り下げによることができる。
 - 三 予定価格が百万円未満の随意契約については、競り下げによることができる。
 - 四 前各号における競り下げは、物品供給契約において執行するものとする。ただし、その他の契約での執行を妨げない。
- 2 競り下げは、前項第一号から第三号までに規定する随意契約の他、一般競争入札での執行を妨げない。ただし、東京大学政府調達協定実施規程が適用となる契約は、この限りでない。

第3章 見積り合わせ参加者の資格

(見積り合わせに参加させることができない者)

第3条 売買、貸借、請負その他の契約につき、見積り合わせに付するときは被保佐人、被補助人及び未成年者が必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(見積り合わせに参加させないことができる者)

第4条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間見積り合わせに参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4章 公開見積り合わせ

(公開見積り合わせ公告)

第5条 公開見積り合わせに付そうとするときは、その見積り期日の前日から起算して5日前までに本学ホームページにおいて公告するものとする。

(公開見積り合わせについて公告する事項)

第6条 前条の規定による公告(以下「公告」という。)は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 公開見積り合わせに付する事項
- 二 契約条項を示す場所
- 三 公開見積り合わせの日時
- 四 その他必要と認める事項

(公開見積り合わせ説明会)

第7条 公告及び公開見積り合わせ説明書で示した契約の内容、公開見積り合わせ条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、公開見積り合わせ説明会を開催することができる。

(見積書の提出等)

第8条 公開見積り合わせを執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した見積書

を、公開見積り合わせ参加者又はその代理人（以下「参加者等」という。）より提出させなければならない。

- 一 調達件名
- 二 見積金額
- 三 参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名）及び押印

（見積書の引き換え等の禁止）

第9条 公開見積り合わせを執行しようとする場合において、参加者等をして、その提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

（公開見積り合わせの執行）

第10条 公開見積り合わせは、公告に示した公開見積り合わせ執行の場所及び日時に、参加者等を立ち合わせて執行しなければならない。この場合において、参加者等が立ち会わないときは、公開見積り合わせ執行事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

（公開見積り合わせの取りやめ等）

第11条 参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公開見積り合わせを公正に執行することが認められないときは、当該参加者等を公開見積り合わせに参加させず、又は公開見積り合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効の見積書）

第12条 次の各号の一に該当する見積書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 公開見積り合わせ公告及び公開見積り合わせ説明書に示した公開見積り合わせに参加する資格のない者の提出した見積書
- 二 調達件名及び見積金額のないもの
- 三 参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代表者から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は当該代理人の役職名、氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- 四 調達件名に重大な誤りがあるもの
- 五 見積金額の記載が不明確のもの
- 六 見積金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

七 公告等及び公開見積り合わせ説明書に示した参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

八 その他公開見積り合わせに関する条件に違反した見積書

(交渉権者の決定)

第13条 要求要件をすべて満たし、最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を第一交渉権者とする。

2 第一交渉権者となるべき同価の見積りをした者が二人以上あるときは、日時を定め当該参加者等に再度の見積りをさせ、第一交渉権者を決定しなければならない。

3 第一交渉権者決定後は、その者と交渉し、予定価格の制限の範囲内で契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、申し込みをした価格に基づく交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

4 前項により契約価格が決定した場合には、その日から5日以内に当該契約価格を記載した見積書を提出させなければならない。

第5章 競り下げ

(競り下げの執行方法)

第14条 競り下げは、インターネット上で価格を競うリバースオークションシステム(以下「システム」という。)により執行する。

(定義)

第15条 競り下げにおける用語は、次の各号のとおりとする。

一 「入札」とは、競り下げにおける見積金額をシステムに入力することをいう。

二 「落札」とは、契約相手方の選定における第一交渉権者の決定をいう。

(競り下げにおける入札)

第16条 競り下げ参加者又はその代理人(以下「競り下げ参加者等」という。)は、案件ごとに定めた制限時間内において、最低価格を下回る価格であれば何度でも入札することができる。

(見積書の提出等)

第17条 競り下げにおいては、システムに記録される競り下げ参加者等名、入札金額及び入札時刻の入札履歴データを印刷することにより、競り下げの結果を明らかにする書類として扱うものとし、紙による見積書の提出を要しない。ただし、第2条第1項第一

号による競り下げを執行する場合において、代理人が入札するときは、あらかじめ代理委任状を書面で提出させなければならない。

(入札金額の変更又は取消しの禁止)

第18条 競り下げ参加者等が入札した金額は、第16条の規定による入札を除き、変更又は取り消しをさせてはならない。

(競り下げの取りやめ等)

第19条 競り下げ参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、競り下げを公正に執行することが認められないときは、当該参加者等を競り下げに参加させず、又は競り下げの執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第20条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 競り下げに関する説明資料等に示した競り下げ参加者等に要求される事項を履行しなかった者の入札
- 二 その他、競り下げに関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第21条 要求要件をすべて満たし、最低価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とする。

2 第一交渉権者と交渉し、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、入札価格に基づく交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

3 前項により契約価格が決定した場合には、その日から5日以内に当該契約価格を記載した見積書を提出させなければならない。

第6章 雑則

(改廃)

第22条 この要領の改廃は、財務部長が行う。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。